

始良中央地区合併協議会 第33回会議



平成17年3月17日(木) 午後1時30分～

国分シビックセンター 多目的ホール

第33回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 17 年 3 月 17 日（木）午後 1 時 30 分
場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 議 事
(報告事項)
 - (1) 「霧島市」開設作業体制について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 報告第 18 号 始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部改正について・・・・ 6
 - (3) 報告第 19 号 始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部改正について・・・・ 9
 - (4) 報告第 20 号 始良中央地区合併協議会分科会規程の一部改正について・・・・ 12
 - (5) 報告第 21 号 始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について・・・・ 16(議決事項)
 - (6) 議案第 5 号 始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部改正について・・・・ 25
 - (7) 議案第 6 号 霧島市市章検討小委員会設置規程の制定について・・・・ 29
- 5 その他
 - ・ 次回の会議日程等について
- 6 閉 会

諸 般 の 報 告 (協議会の行事や事務局の動き) 第33回協議会

期 日	内 容	備 考
2月17日(木)	第32回協議会13:30多目的ホール	総務班
2月18日(金)	企画分科会 9:30国分市 監査分科会13:30国分市 開発公社分科会13:30隼人町	調整班
2月21日(月)	町名・字名説明会13:30県庁 幼稚園分科会13:30牧園町	調整班
2月22日(火)	保育所分科会14:00国分市 幼稚園分科会13:30牧園町	調整班
2月23日(水)	教育総務分科会 9:30溝辺町 社会教育分科会13:30溝辺町 土木分科会 9:30国分市	調整班
2月24日(木)	第35回幹事会13:30多目的ホール 社会福祉分科会 9:00隼人町 社会体育分科会 9:30隼人町 総務分科会 9:30国分市 耕地分科会14:00横川町 交通安全分科会13:30国分市	総務班 調整班
2月25日(金)	教育専門部会 9:30溝辺町 選管分科会13:30霧島町 環境保全分科会 9:30霧島町 人事分科会13:30国分市 畜産分科会・振興会長合同会議 9:30家畜市場	調整班
2月28日(月)	学校教育分科会 9:00隼人町 林業分科会 9:30福山町 消防防災分科会13:30牧園町	調整班
3月1日(火)	人事分科会 9:30国分市 畜産分科会 9:30国分市 総務分科会13:30国分市 監査分科会13:30国分市	調整班
3月2日(水)	教育総務分科会 9:30溝辺町 社会教育分科会13:30溝辺町 環境保全分科会13:30牧園町 土木分科会14:00国分市 児童福祉分科会13:30隼人町	調整班
3月2日(木)	社会福祉分科会 9:00隼人町 介護保険分科会13:30隼人町 下水道組合分科会13:30国分市	調整班
3月4日(金)	耕地分科会14:00横川町	調整班
3月7日(月)	畜産分科会 9:30国分市	調整班
3月8日(火)	県議会廃置分合議案議決 教育総務分科会 9:30溝辺町 農業分科会13:30溝辺町 畜産分科会・JA合同会議 9:30溝辺町 社会教育分科会13:30溝辺町	調整班
3月9日(水)	県知事廃置分合決定 環境保全分科会13:30霧島町	調整班
3月10日(木)	社会福祉分科会 9:30隼人町 都市計画分科会 9:30隼人町 耕地分科会13:30横川町	調整班
3月11日(金)	林業分科会13:30福山町	調整班
3月15日(火)	畜産振興会長打合せ 9:30隼人町	調整班
3月16日(水)	介護保険分科会13:30隼人町	調整班
3月17日(木)	第33回協議会13:30多目的ホール 農業委員会会長・代理・局長会議10:00国分市 商工分科会13:30国分市	総務班 調整班

<今後の予定>

3月18日(金)	林業分科会13:30福山町	調整班
3月23日(水)	建築住宅分科会13:30国分市 児童福祉分科会13:30隼人町	調整班
3月24日(木)	第36回幹事会13:30多目的ホール	総務班
3月25日(金)	廃置分合知事決定書交付式(予定) 林業分科会13:30福山町	総務班 調整班
3月29日(火)	土木分科会14:00国分市	調整班
3月30日(水)	建築住宅分科会13:30国分市	調整班
4月14日(木)	第37回幹事会13:30多目的ホール	総務班
4月21日(木)	第34回協議会13:30多目的ホール	総務班

「霧島市」開設作業体制

1. 合併に向けた協議会組織の再編

(1) 協議会の主な活動

①本年11月7日新市スタート時に、業務がスムーズに遂行できるように、始良中央地区合併協議会の組織体制を4月1日より「霧島市」開設作業体制へ移行する。

※協議会会議は、「合併までに調整する事項」及び「開設準備作業状況」の報告等が主な内容となる。

②作業方式については、専門部会・分科会中心(関係市町分担)作業方式から共同作業(開設事務局と)方式へ転換する。(専門部会・分科会の事務局は、これまでの担当市町から、全て協議会事務局へ移管する。)

(2) 専門部会・分科会の再編

①新市組織に合わせ、専門部会を再編する。

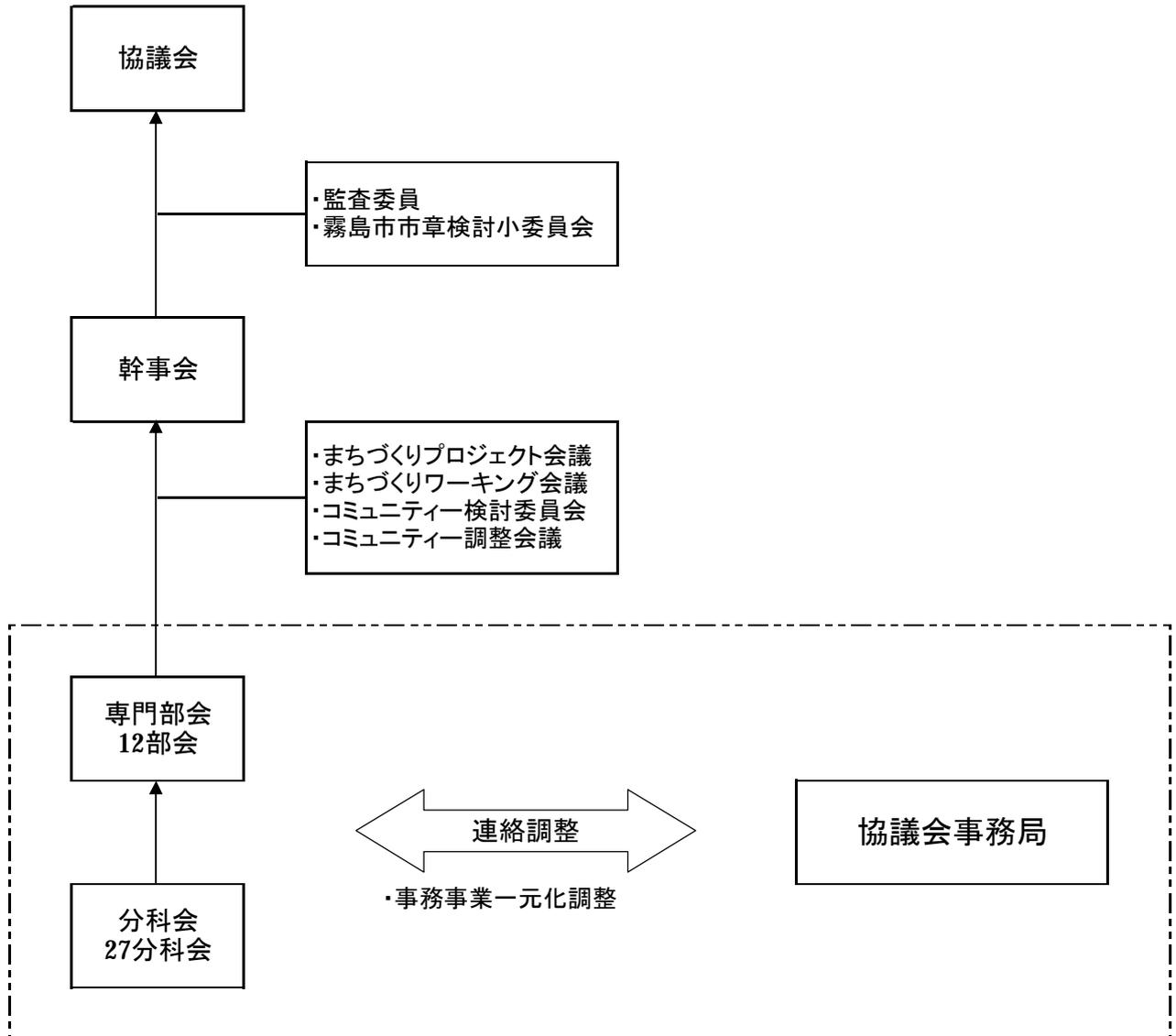
現行 (12部会)	総務	企画	財政	農林水産	商工観光	住民	福祉	建設	公営企業等	教育	電算情報	行政委員等	
今回変更 (13部会)	総務	消防	企画	財政	農林水産	商工観光	生活環境	保健福祉	建設	水道	教育	電算	議会監査

②新市組織に合わせ、分科会を再編する。(52分科会から27分科会)

専門部会		分科会	
1	総務	1	総務
		2	文書法制選挙
2	消防	3	消防防災
3	議会監査	4	議会監査
4	財政	5	税務
		6	財政
		7	会計
		8	管財
5	企画	9	企画広報
6	電算	10	電算
7	農林水産	11	農林水産
		12	農業委員会
8	商工観光	13	商工観光
9	建設	14	土木
		15	建築住宅
		16	工事監査
		17	都市整備
10	水道	18	下水道
		19	水道
11	生活環境	20	住民
		21	環境衛生
12	保健福祉	22	社会福祉
		23	児童福祉
		24	保険年金
		25	健康増進
13	教育	26	学校教育
		27	社会教育

2.「霧島市」開設作業体制イメージ図

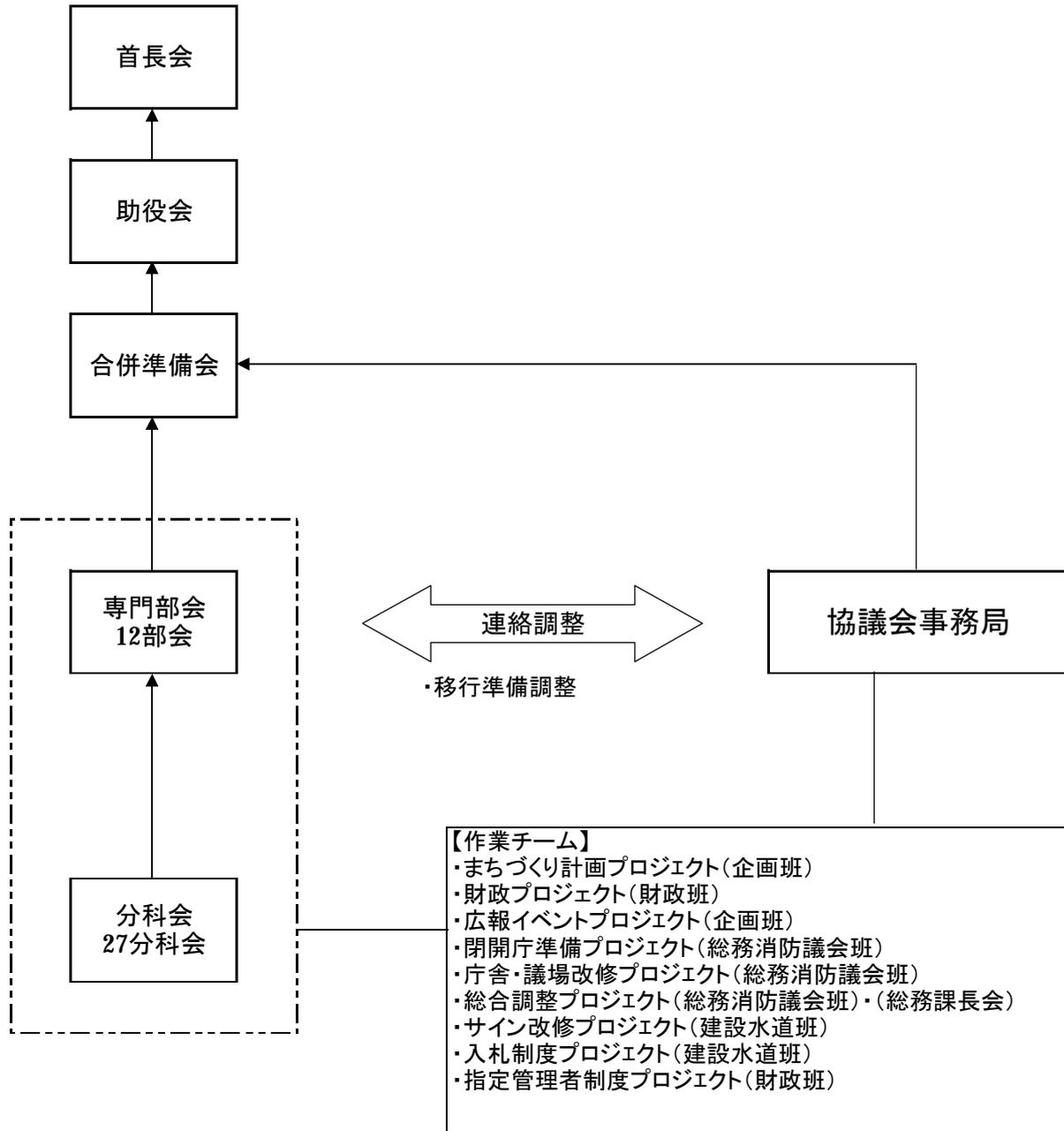
①協議会組織(事務事業一元化調整)



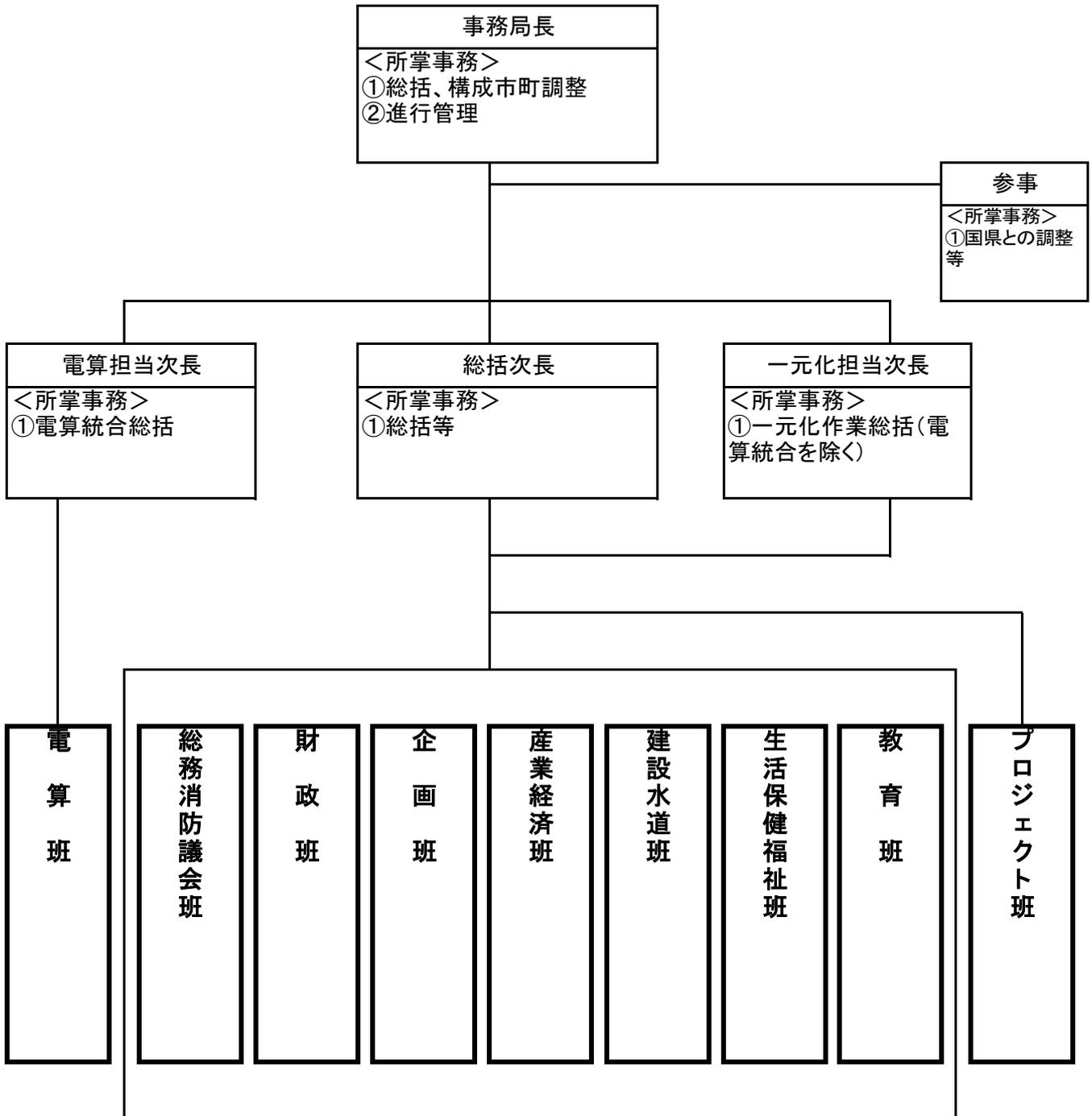
- ※1 各市町の総務課長及び財政担当課長を新規幹事会メンバーとする。
- ※2 事務事業一元化調整の報告等については、従来どおり専門部長等が行う。
- ※3 協議会事務局員は専従職員とする。
- ※4 上記イメージ図の全ての会議の庶務は協議会事務局が行う。

2. 「霧島市」開設作業体制イメージ図

②「霧島市」開設準備体制(移行準備調整)



3. 事務局体制図



始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部改正について

始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正したので報告する。

平成 17 年 3 月 17 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「幹事 26 名」を「次項に定める幹事」に改め、同条第 2 項中「及び 1 市 6 町の合併担当課長」を「、1 市 6 町の総務課長、財政担当課長及び合併担当課長」に改め、同条第 3 項中「まちづくりプロジェクト会議、」を「まちづくりプロジェクト会議及び」に改め、「及びまちづくりフォーラム」を削り、同条第 4 項中「プロジェクト会議等」の次に「及び調整会議等」を加え、同項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 合併準備事務に係る横断的主要事項に関する調整のため、幹事会にコミュニティ検討委員会及びコミュニティ調整会議（以下「調整会議等」という。）を置くことができる。

第 5 条第 2 項第 1 号中「毎月第 1・第 3 木曜日」を「毎月第 2・第 4 木曜日」に改める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

始良中央地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、始良中央地区合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、次項に定める幹事をもって組織する。

2 幹事は、1市6町の助役（助役に事故あるとき、また欠けた場合は1市6町の職員のうち当該首長が指名したもの1名をいう。）並びに協議会の専門部会の部長、1市6町の総務課長、財政担当課長及び合併担当課長をもって充てる。

3 協議会への提案事項について、新市まちづくり計画の策定のため、幹事会にまちづくりプロジェクト会議及びまちづくりプロジェクトワーキング会議（以下「プロジェクト会議等」という。）を置くことができる。

4 合併準備事務に係る横断的主要事項に関する調整のため、幹事会にコミュニティ検討委員会及びコミュニティ調整会議（以下「調整会議等」という。）を置くことができる。

5 プロジェクト会議等及び調整会議等の組織その他の事項については、幹事長が別に定める。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第2・第4木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の運営)

始良中央地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、始良中央地区合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事26名をもって組織する。

2 幹事は、1市6町の助役（助役に事故あるとき、また欠けた場合は1市6町の職員のうち当該首長が指名したもの1名をいう。）並びに協議会の専門部会の部長及び1市6町の合併担当課長をもって充てる。

3 協議会への提案事項について、新市まちづくり計画の策定のため、幹事会にまちづくりプロジェクト会議、まちづくりプロジェクトワーキング会議及びまちづくりフォーラム（以下「プロジェクト会議等」という。）を置くことができる。

4 プロジェクト会議等の組織その他の事項については、幹事長が別に定める。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第1・第3木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議の議長を務める。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第8条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月9日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

第6条 幹事長は、会議の議長を務める。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第8条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部改正について

始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部を次のように改正したので報告する。

平成 17 年 3 月 17 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程

始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「2 名以内」を「3 名以内」に改める。

第 9 条中「部会長の属する市町」を「始良中央地区合併協議会の事務局」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

総務部会
消防部会
議会監査部会
財政部会
企画部会
電算部会
農林水産部会
商工観光部会
建設部会
水道部会
生活環境部会
保健福祉部会
教育部会

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正後

始良中央地区合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、始良中央地区合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、始良中央地区合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げるとおりとし、1市6町、一部事務組合等の部課長等をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 3名以内

2 役員は、始良中央地区合併協議会会長（以下「会長」という。）及び副会長が関係市町長と協議して定める。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

現行

始良中央地区合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、始良中央地区合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、始良中央地区合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げるとおりとし、1市6町、一部事務組合等の部課長等をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名以内

2 役員は、始良中央地区合併協議会会長（以下「会長」という。）及び副会長が関係市町長と協議して定める。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、始良中央地区合併協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月9日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務部会

消防部会

議会監査部会

財政部会

企画部会

電算部会

農林水産部会

商工観光部会

建設部会

水道部会

生活環境部会

保健福祉部会

教育部会

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務部会

企画部会

財政部会

農林水産部会

住民部会

福祉部会

建設部会

公営企業等部会

教育部会

電算情報部会

行政委員会等部会

商工観光部会

始良中央地区合併協議会分科会規程の一部改正について

始良中央地区合併協議会分科会規程の一部を次のように改正したので報告する。

平成 17 年 3 月 17 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会分科会規程の一部を改正する規程

始良中央地区合併協議会分科会規程の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「2 名以内」を「5 名以内」に改める。

第 8 条中「分科会長の属する市町」を「始良中央地区合併協議会の事務局」に改める。

別表を次のように改める。

別表

専門部会における各分科会（13 専門部会 27 分科会）

- **総務部会**
総務分科会
文書法制選挙分科会
- **消防部会**
消防防災分科会
- **議会監査部会**
議会監査分科会
- **財政部会**
税務分科会
財政分科会
会計分科会
管財分科会
- **企画部会**
企画広報分科会
- **電算部会**
電算分科会
- **農林水産部会**
農林水産分科会
農業委員会分科会
- **商工観光部会**
商工観光分科会
- **建設部会**
土木分科会
建築住宅分科会
工事監査分科会
都市整備分科会
下水道分科会
- **水道部会**
水道分科会
- **生活環境部会**
住民分科会
環境衛生分科会
- **保健福祉部会**
社会福祉分科会
児童福祉分科会
保険年金分科会
健康増進分科会
- **教育部会**
学校教育分科会
社会教育分科会

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正後

始良中央地区合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会分科会（以下「分科会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、始良中央地区合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の依頼を受け、始良中央地区合併協議会規約第3条第1号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、1市6町、一部事務組合等の主管担当者等をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 5名以内

2 役員は、部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、分科会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長を務める。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、随時部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、始良中央地区合併協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、始良中央地区合併協議会幹事会幹事長が別に定める。

現行

始良中央地区合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会分科会（以下「分科会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、始良中央地区合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の依頼を受け、始良中央地区合併協議会規約第3条第1号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、1市6町、一部事務組合等の主管担当者等をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 2名以内

2 役員は、部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、分科会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長を務める。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、随時部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、始良中央地区合併協議会幹事会幹事長が別に定める。

附 則
この規程は、平成15年5月8日から施行する。

附 則（平成17年3月9日）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表

専門部会における各分科会（13 専門部会 27 分科会）

- 総務部会
総務分科会
文書法制選挙分科会
- 消防部会
消防防災分科会
- 議会監査部会
議会監査分科会
- 財政部会
税務分科会
財政分科会
会計分科会
管財分科会
- 企画部会
企画広報分科会
- 電算部会
電算分科会
- 農林水産部会
農林水産分科会
農業委員会分科会
- 商工観光部会
商工観光分科会
- 建設部会
土木分科会
建築住宅分科会
工事監査分科会
都市整備分科会
下水道分科会
- 水道部会
水道分科会
- 生活環境部会
住民分科会
環境衛生分科会
- 保健福祉部会
社会福祉分科会
児童福祉分科会
保険年金分科会
健康増進分科会
- 教育部会
学校教育分科会
社会教育分科会

附 則
この規程は、平成15年5月8日から施行する。

別表

専門部会における各分科会（12 専門部会 52 分科会）

- 総務部会
総務分科会
人事分科会
消防防災分科会
広報分科会
- 企画部会
企画分科会
地域情報分科会
男女共同参画分科会
- 財政部会
財政分科会
財産管理分科会
- 農林水産部会
農業分科会
林業分科会
水産業分科会
耕地分科会
農業委員会分科会
- 住民部会
税務分科会
国保分科会
住基・戸籍分科会
環境保全分科会
国民年金分科会
老人保健分科会
健康分科会
- 福祉部会
介護保険分科会
社会福祉分科会
児童福祉分科会
高齢者福祉分科会
人権分科会
社協分科会
保育所分科会
養護施設分科会
- 建設部会
土木分科会
都市計画分科会
住宅・建築分科会
工事監査分科会
- 公営企業等部会
水道分科会
下水道組合分科会
病院分科会
開発公社分科会
第三セク分科会
シルバー人材分科会
- 教育部会
総務分科会
学校教育分科会
社会教育分科会
社会体育分科会
学校給食分科会
幼稚園分科会
- 電算情報部会
電算分科会
- 行政委員会等部会
議会分科会
選管分科会
出納分科会
監査分科会
- 商工観光部会
商工分科会
観光分科会

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を次のように改正したので報告する。

平成 17 年 3 月 17 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「総務班、計画班、第 1 調整班、第 2 調整班及び電算班」を「総務消防議会議班、財政班、企画班、電算班、産業経済班、建設水道班、生活保健福祉班、教育班及びプロジェクト班」に改める。

別表 1 を次のように改める。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

始良中央地区合併協議会事務分掌表

区 分	分 掌 事 務	
各班に共通する 事 務	1	専門部会・分科会との連絡調整に関する事。
	2	事務事業の一元化に関する事。
	3	各種事務事業の調整に関する事。
	4	一部事務組合の調整に関する事。
	5	公共的団体に関する事。
	6	行政委員会等の設置に関する事。
	7	合併準備の調査に関する事。
	8	専門部会・分科会の庶務に関する事。
	1	協議会の庶務及び会計に関する事。
	2	合併の諸手続に関する事。

総務消防議会班	3	協議会・幹事会の会議に関する事。	
	4	霧島市市章検討小委員会の会議に関する事。	
	5	市章募集に関する事。	
	6	国・県との連絡調整に関する事。	
	7	合併に係わる資料の編纂に関する事。	
	8	合併に係わる資料及び文書の管理に関する事。	
	9	協議会予算・決算に関する事。	
	10	三役事務の引継ぎに関する事。	
	11	市長職務執行者及び収入役職務代理者の選任に関する事。	
	12	職員等の福利厚生分野の事務事業に関する事。	
	13	交通安全分野の事務事業に関する事。	
	14	文書法制・選挙分野の事務事業に関する事。	
	15	消防防災分野の事務事業に関する事。	
	16	議会・監査分野の事務事業に関する事。	
	17	公平委員会に関する事。	
	18	閉庁式・開庁式に関する事。	
	19	新市誕生記念式典に関する事。	
	20	庁舎及び議場の改修に関する事。	
	21	公印の準備に関する事。	
	22	公共施設等の管理・運営に関する事。	
	23	組織・人事・給与等に関する事。	
	24	特別職報酬等審議会に関する事。	
	25	部課等の配置・移転に関する事。	
	26	総務部会に関する事。	
	27	消防部会に関する事。	
	28	議会監査部会に関する事。	
	29	各種事務事業の総合調整に関する事。	
	30	事務処理マニュアル作成の取りまとめに関する事。	
	31	その他、他の班に属さない事。	
	財 政 班	1	税務分野の事務事業に関する事。
		2	財務分野の事務事業に関する事。
3		会計分野の事務事業に関する事。	
4		契約管財分野の事務事業に関する事。	
5		指定管理者制度に関する事。	
6		財政部会に関する事。	

企 画 班	1	広報・広聴・イベント分野の事務事業に関すること。
	2	コミュニティ分野の事務事業に関すること。
	3	企画・男女共同参画・国際交流分野の事務事業に関すること。
	4	行政改革分野の事務事業に関すること。
	5	土地開発公社に関すること。
	6	新市まちづくり計画（実施計画）に関すること。
	7	地域情報化に関すること。
	8	新市過疎・辺地計画に関すること。
	9	新市総合計画（素案）に関すること。
	10	地域審議会の調整、設置準備会の運営に関すること。
	11	町名・字名の変更に関すること。
	12	企画部会に関すること。
電 算 班	1	基幹系電算システム統合調整に関すること。
	2	その他電算システム統合調整に関すること。
	3	電算部会に関すること。
産 業 経 済 班	1	農政畜産分野の事務事業に関すること。
	2	農業委員会の事務事業に関すること。
	3	耕地分野の事務事業に関すること。
	4	林務分野の事務事業に関すること。
	5	水産分野の事務事業に関すること。
	6	商工業分野の事務事業に関すること。
	7	観光分野の事務事業に関すること。
	8	土地改良区に関すること。
	9	農林水産部会に関すること。
	10	商工観光部会に関すること。
建 設 水 道 班	1	土木・用地・工事検査分野の事務事業に関すること。
	2	都市計画・区画整理分野の事務事業に関すること。
	3	建築住宅分野の事務事業に関すること。
	4	上下水道・温泉管理分野の事務事業に関すること。
	5	水道工務分野の事務事業に関すること。
	6	下水道工務分野の事務事業に関すること。
	7	サイン分野の事務事業に関すること。
	8	入札制度、工事監査に関すること。
	9	建設部会に関すること。
	10	水道部会に関すること。

生活保健福祉班	1	住民分野の事務事業に関する事。
	2	環境分野の事務事業に関する事。
	3	健康管理分野の事務事業に関する事。
	4	福祉分野の事務事業に関する事。
	5	国保・介護分野の事務事業に関する事。
	6	社会福祉協議会に関する事。
	7	シルバー人材センターに関する事。
	8	保健福祉部会に関する事。
	9	生活環境部会に関する事。
教 育 班	1	教育総務・給食分野の事務事業に関する事。
	2	学校教育分野の事務事業に関する事。
	3	生涯学習分野の事務事業に関する事。
	4	教育部会に関する事。
プロジェクト班	1	特定プロジェクトに関する事。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

始良中央地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報・広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務消防議会班、財政班、企画班、電算班、産業経済班、建設水道班、生活保健福祉班、教育班及びプロジェクト班を置く。

2 前項に規定する班の事務分掌は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、参事、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、協議会の会長が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

- 2 参事は事務局長を補佐し、県との連絡調整をする。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡調整をするとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
- 4 班長は、班相互間の連絡・調整及び班に属する職員の指揮監督を行う。
- 5 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等（会長が会議に諮り別に定めることとされる規程等を除く。）の制定改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に重要と判断する事項

始良中央地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報・広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、第1調整班、第2調整班及び電算班を置く。

2 前項に規定する班の事務分掌は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、参事、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、協議会の会長が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

- 2 参事は事務局長を補佐し、県との連絡調整をする。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡調整をするとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
- 4 班長は、班相互間の連絡・調整及び班に属する職員の指揮監督を行う。
- 5 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等（会長が会議に諮り別に定めることとされる規程等を除く。）の制定改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に関する事。
- (4) 関係市町の連絡調整
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(代決)

第8条 会長が決裁する事項について、会長が不在のときは、副会長が代決することができる。

2 事務局長の専決する事項について、事務局長不在のときは、事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における事案を処理する場合の起案は、回議用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

2 文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会の会長の属する市町の例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、規格、型、書体、個数、使用区分及び管守者は別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については協議会の会長の属する市町の例による。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務、勤務時間については、会長の属する市町の例による。

(給与等)

第12条 職員の給料及び手当については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会の会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月9日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に関する事。
- (4) 関係市町の連絡調整
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(代決)

第8条 会長が決裁する事項について、会長が不在のときは、副会長が代決することができる。

2 事務局長の専決する事項について、事務局長不在のときは、事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における事案を処理する場合の起案は、回議用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

2 文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会の会長の属する市町の例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、規格、型、書体、個数、使用区分及び管守者は別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については協議会の会長の属する市町の例による。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務、勤務時間については、会長の属する市町の例による。

(給与等)

第12条 職員の給料及び手当については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会の会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

始良中央地区合併協議会事務分掌表

区分	分掌事務
各班に共通する 事務	1 専門部会・分科会との連絡調整に関すること。
	2 事務事業の一元化に関すること。
	3 各種事務事業の調整に関すること。
	4 一部事務組合の調整に関すること。
	5 公共的団体に関すること。
	6 行政委員会等の設置に関すること。
	7 合併準備の調査に関すること。
	8 専門部会・分科会の庶務に関すること。
総務消防議会班	1 協議会の庶務及び会計に関すること。
	2 合併の諸手続に関すること。
	3 協議会・幹事会の会議に関すること。
	4 霧島市市章検討小委員会の会議に関すること。
	5 市章募集に関すること。
	6 国・県との連絡調整に関すること。
	7 合併に係わる資料の編纂に関すること。
	8 合併に係わる資料及び文書の管理に関すること。
	9 協議会予算・決算に関すること。
	10 三役事務の引継ぎに関すること。
	11 市長職務執行者及び収入役職務代理者の選任に関すること。
	12 福利厚生分野の事務事業に関すること。
	13 交通安全分野の事務事業に関すること。
	14 文書法制・選挙分野の事務事業に関すること。
	15 消防防災分野の事務事業に関すること。
	16 議会・監査分野の事務事業に関すること。
	17 公平委員会に関すること。
	18 閉庁式・開庁式に関すること。
	19 新市誕生記念式典に関すること。
	20 庁舎及び議場の改修に関すること。
	21 公印の準備に関すること。
	22 公共施設等の管理・運営に関すること。
	23 組織・人事・給与等に関すること。

別表1（第3条第2項関係）

始良中央地区合併協議会事務分掌表

総務班

・庶務及び会計に関すること。
・協議会、幹事会に関すること。
・協議会の広報、公聴に関すること。
・国・県との連絡調整に関すること。
・その他、他の班に属さないこと。
・関係する事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。

計画班

・新市のまちづくり計画に関すること。
・財政計画に関すること。
・県事業等との調整に関すること。
・関係する事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。

第1調整班

・次の専門部会・分科会の運営、事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。
(1) 総務部会
(2) 建設部会
(3) 公営企業等部会
(4) 教育部会
(5) 行政委員会等部会
(6) 商工観光部会

第2調整班

・次の専門部会・分科会の運営、事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。
(1) 企画部会
(2) 財政部会
(3) 農林水産部会
(4) 住民部会
(5) 福祉部会
(6) 電算情報部会

	24	<u>特別職報酬等審議会に関すること。</u>
	25	<u>部課等の配置・移転に関すること。</u>
	26	<u>総務部会に関すること。</u>
	27	<u>消防部会に関すること。</u>
	28	<u>議会監査部会に関すること。</u>
	29	<u>各種事務事業の総合調整に関すること。</u>
	30	<u>事務処理マニュアル作成の取りまとめに関すること。</u>
	31	<u>その他、他の班に属さないこと。</u>
財 政 班	1	<u>税務分野の事務事業に関すること。</u>
	2	<u>財務分野の事務事業に関すること。</u>
	3	<u>会計分野の事務事業に関すること。</u>
	4	<u>契約管財分野の事務事業に関すること。</u>
	5	<u>指定管理者制度に関すること。</u>
	6	<u>財政部会に関すること。</u>
企 画 班	1	<u>広報・広聴・イベント分野の事務事業に関すること。</u>
	2	<u>コミュニティ分野の事務事業に関すること。</u>
	3	<u>企画・男女共同参画・国際交流分野の事務事業に関すること。</u>
	4	<u>行政改革分野の事務事業に関すること。</u>
	5	<u>土地開発公社に関すること。</u>
	6	<u>新市まちづくり計画（実施計画）に関すること。</u>
	7	<u>地域情報化に関すること。</u>
	8	<u>新市過疎・辺地計画に関すること。</u>
	9	<u>新市総合計画（素案）に関すること。</u>
	10	<u>地域審議会の調整、設置準備会の運営に関すること。</u>
	11	<u>町名・字名の変更に関すること。</u>
	12	<u>企画部会に関すること。</u>
電 算 班	1	<u>基幹系電算システム統合調整に関すること。</u>
	2	<u>その他電算システム統合調整に関すること。</u>
	3	<u>電算部会に関すること。</u>
産 業 経 済 班	1	<u>農政畜産分野の事務事業に関すること。</u>
	2	<u>農業委員会の事務事業に関すること。</u>
	3	<u>耕地分野の事務事業に関すること。</u>
	4	<u>林務分野の事務事業に関すること。</u>
	5	<u>水産分野の事務事業に関すること。</u>
	6	<u>商工業分野の事務事業に関すること。</u>
	7	<u>観光分野の事務事業に関すること。</u>

電算班

<u>・基幹系電算システム統合調整に関すること。</u>
<u>・その他電算システム統合調整に関すること。</u>
<u>・電算情報部会・電算分科会の運営、事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。</u>

	<u>8</u>	<u>土地改良区に関すること。</u>
	<u>9</u>	<u>農林水産部会に関すること。</u>
	<u>10</u>	<u>商工観光部会に関すること。</u>
建設水道班	<u>1</u>	<u>土木・用地・工事検査分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>2</u>	<u>都市計画・区画整理分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>3</u>	<u>建築住宅分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>4</u>	<u>上下水道・温泉管理分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>5</u>	<u>水道工務分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>6</u>	<u>下水道工務分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>7</u>	<u>サイン分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>8</u>	<u>入札制度・工事監査に関すること。</u>
	<u>9</u>	<u>建設部会に関すること。</u>
	<u>10</u>	<u>水道部会に関すること。</u>
生活保健福祉班	<u>1</u>	<u>住民分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>2</u>	<u>環境分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>3</u>	<u>健康管理分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>4</u>	<u>福祉分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>5</u>	<u>国保・介護分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>6</u>	<u>社会福祉協議会に関すること。</u>
	<u>7</u>	<u>シルバー人材センターに関すること。</u>
	<u>8</u>	<u>保健福祉部会に関すること。</u>
	<u>9</u>	<u>生活環境部会に関すること。</u>
教 育 班	<u>1</u>	<u>教育総務・給食分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>2</u>	<u>学校教育分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>3</u>	<u>生涯学習分野の事務事業に関すること。</u>
	<u>4</u>	<u>教育部会に関すること。</u>
プロジェクト班	<u>1</u>	<u>特定プロジェクトに関すること。</u>

始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部改正について

始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部を次のように改正したいので、承認を求める。

平成17年3月17日

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程

始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「毎月第2・第4木曜日」を「毎月第3木曜日」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

始良中央合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、始良中央合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開する。

2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

(会議の定例開催)

第3条 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第3木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の開閉等)

第4条 会議の開閉は、協議会会長（以下「議長」という。）が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言を聞くことができる。この場合において、監査委員以外の者に対する謝金及び旅費は、会長の属する市町の例によるものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

(事前提案の原則)

第6条 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過（議事の要旨）
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

始良中央合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、始良中央合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開する。

2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

(会議の定例開催)

第3条 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第2・第4木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の開閉等)

第4条 会議の開閉は、協議会会長（以下「議長」という。）が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言を聞くことができる。この場合において、監査委員以外の者に対する謝金及び旅費は、会長の属する市町の例によるものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

(事前提案の原則)

第6条 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過（議事の要旨）
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。
(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、次条第1項ただし書の規定により会議を公開しない場合の会議録等は公開しないことができる。

- 2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。
- 3 会議録等の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。
(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。
- 3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとする。この場合において、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することによることができる。
(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

- 2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。
(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届（第1号様式）に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。
(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨の表示する腕章を除く。以下同じ。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く

- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。
(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、次条第1項ただし書の規定により会議を公開しない場合の会議録等は公開しないことができる。

- 2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。
- 3 会議録等の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。
(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。
- 3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとする。この場合において、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することによることができる。
(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

- 2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。
(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届（第1号様式）に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。
(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨の表示する腕章を除く。以下同じ。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) その他会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 携帯電話の電源を切ること。
 - (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

附 則 (平成17年 月 日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルを履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) その他会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 携帯電話の電源を切ること。
 - (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

霧島市市章検討小委員会設置規程について

始良中央地区合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、霧島市市章検討小委員会設置規程を定めたいので、承認を求める。

平成17年3月17日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

霧島市市章検討小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）に霧島市市章検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託される次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

- (1) 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町（以下「関係市町」という。）が合併した場合における霧島市市章候補の募集及び選定に関すること。
- (2) その他、新市の市章選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、規約第7条第1項第3号に規定する委員のうちから、1市6町の長が協議して定めた者15名以内の委員により構成する。

(アドバイザー)

第4条 協議会会長（以下「会長」という。）は、前条に規定する委員のほか、デザイン等に関し専門的な知識を有する者をアドバイザーとして指名することができる。

(役員)

第5条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、小委員会の委員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 会議は、小委員会の委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第10条 小委員会の会議の庶務は、協議会の事務局が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、会長が招集する。

霧島市市章検討小委員会設置規程について

始良中央地区合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、霧島市市章検討小委員会設置規程を定めたいので、承認を求める。

平成17年3月17日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

霧島市市章検討小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）に霧島市市章検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託される次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

- (1) 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町（以下「関係市町」という。）が合併した場合における霧島市市章候補の募集及び選定に関すること。
- (2) その他、新市の市章選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、規約第7条第1項第3号に規定する委員のうちから、1市6町の長が協議して定めた者15名以内の委員により構成する。

(アドバイザー)

第4条 協議会会長（以下「会長」という。）は、前条に規定する委員のほか、デザイン等に関し専門的な知識を有する者をアドバイザーとして指名することができる。

(役員)

第5条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、小委員会の委員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 会議は、小委員会の委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第10条 小委員会の会議の庶務は、協議会の事務局が行う。

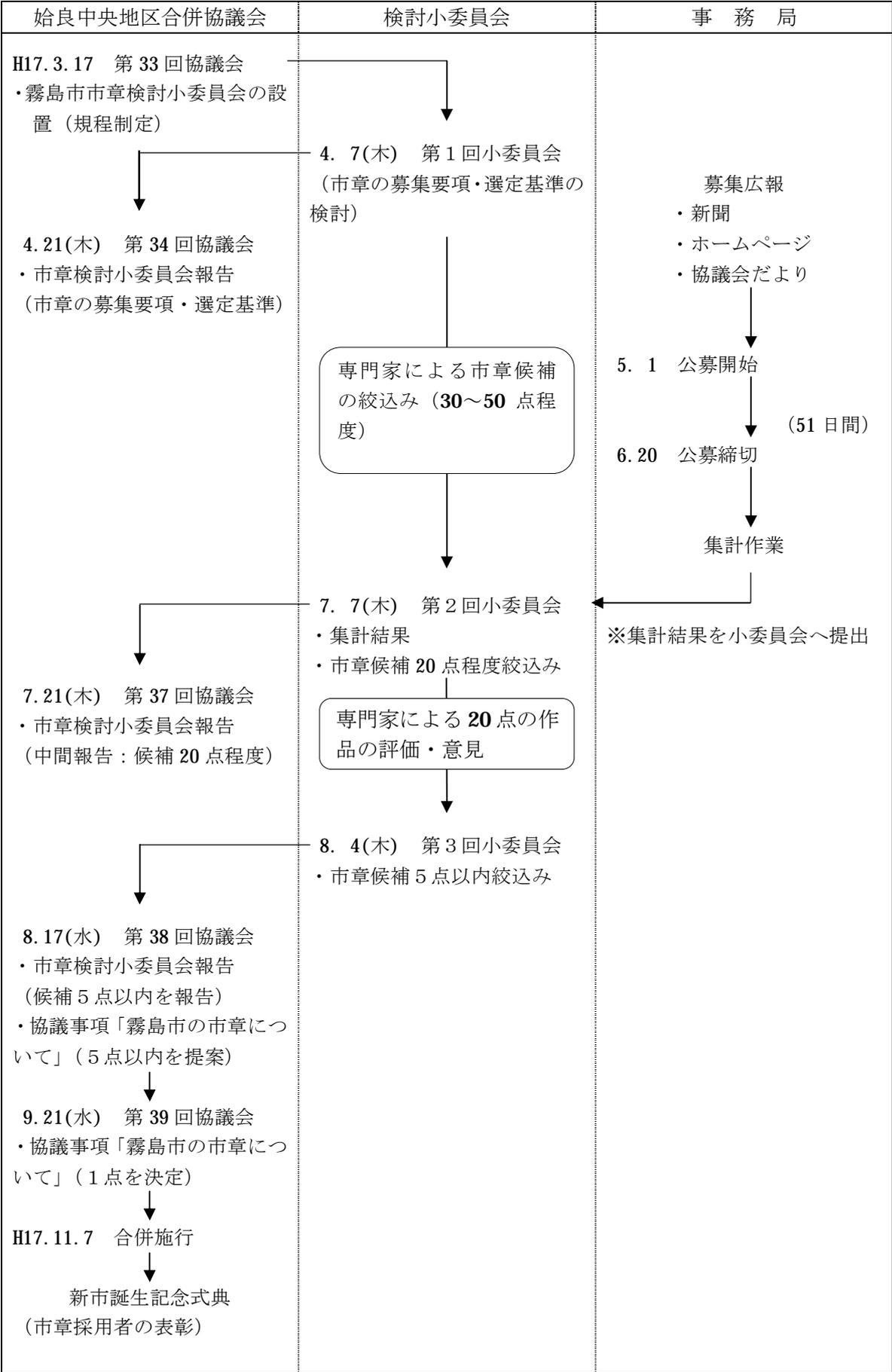
(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、会長が招集する。



霧島市市章検討小委員会委員名簿

市町名	氏名	備考
国分市	諏訪 順子	国分市教育委員会委員
	西 勇一	国分商工会議所会頭
溝辺町	秋峯 イクヨ	溝辺町文化協会員
	延時 力蔵	土地改良区理事長
横川町	道祖瀬戸 謙二	横川町元農林業自立経営振興会長
	原 京子	横川町PTA連絡協議会長
牧園町	山口 茂喜	牧園郵便局長
	湯前 則子	牧園町各種女性団体連絡協議会長
霧島町	榎木 ヒサエ	霧島町前婦人会長
	宮田 揮彦	霧島町前議会議長
隼人町	徳永 麗子	隼人町国保運営協議会委員
	松山 典男	隼人町公民会連絡協議会長
福山町	狩集 玲子	福山町体育指導委員
	砂田 光則	福山町教育委員
広域枠	林 麗子	全国商工会女性部連合会長